

令和6年度第4回
総 合 計 画 審 議 会

令和6年10月21日

逗子市経営企画部企画課

令和6年度第4回逗子市総合計画審議会

日時 令和6年10月21日（月）

午後6時00分～7時50分

場所 逗子市役所5階 第4会議室

出席者

出石会長、磯部副会長（オンライン）、高橋委員、石橋委員、中西委員、田宮委員、藤江委員、
山上委員、豊田委員（オンライン）、平田委員（オンライン）、齊藤委員
仁科経営企画部長、山田経営企画部担当部長、小野学校教育課長
坂本デジタル推進課長、黒羽経済観光課長、堀田社会福祉課担当課長
青柳環境都市課長、伊藤子育て支援課長

欠席者 嶋岡委員、池谷委員、佐野委員、柿本委員、中林委員

傍聴者 0名

事務局 四宮課長、坂本副主幹、神山主事、金子主事

記録者 金子主事

- 1 開会
- 2 進行管理表の修正について
- 3 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定について
- 4 その他
- 5 閉会

【資 料】

- 資料 17 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定について
- 資料 18 地域ビジョンの記載及び基本目標等の変更について
- 資料 19 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表
- 資料 20 主な取り組みの追加・削除及び必要な見直し等一覧
- 資料 21 主な取り組みの追加・削除及び必要な見直し等について
- 資料 22-1 地方創生におけるデジタル活用の方向性の記載及び「デジタル技術の積極的な活用」の見直しについて 新旧対照表
- 資料 22-2 地方創生におけるデジタル活用の方向性の記載及び「デジタル技術の積極的な活用」の見直しについて
- 参考 3 基本目標の指標の変更に係る参考資料
- 参考 4 逗子市人口ビジョン

(四宮課長) それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。石橋委員がご出席のご連絡いただいておりますが、まだいらっしゃっていない状況です。

本日はお忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、本日の会議は16名中10名の委員にご出席をいただいております。総合計画審議会条例に定める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

早速ですが、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

本審議会は、Z o o mを併用しております。お手数ですが、ご発言の際は挙手をいただき、指名されてからご自身のお名前をおっしゃった上でご発言をいただきますようご協力をお願いいたします。

本日の議題は、次第にありますように、進行管理表の修正について、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定についてとなっております。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

資料は以下の9点です。

資料17、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定について、資料18、地域ビジョンの記載及び基本目標等の変更について、資料19、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられている主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表、資料20、主な取り組みの追加・削除及び必要な見直し等一覧、資料21、主な取り組みの追加・削除及び必要な見直し等について、資料22-1、地方創生におけるデジタル活用の方向性の記載及びデジタル技術の積極的な活用の見直しについての新旧対照表、22-2は、その新旧対照表の溶け込みを行ったものです。参考3、基本目標の指標の変更に係る参考資料、参考4、逗子市人口ビジョンの案となっております。

また、机上には進行管理表の修正内容及び理由、進行管理表の修正に係る説明等資料を配付しております。オンラインで参加の方は、メールで送付をさせていただいているものとなっております。

配付漏れ等はありませんでしょうか。

本日は、逗子市総合計画審議会条例第8条に基づき、各所管の課長級職員が出席しています。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

(出石会長) 皆さん、こんばんは。

Z o o mで出席の委員の皆さんも聞こえていますでしょうか。

それでは、ここからは私のほうで進行させていただきます。

今回は、次第の2の進行管理表の修正についてと次第の3の第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び総合計画中期実施計画一部改定、この2点が審議の対象となります。かなりボリュームミーな資料になっておりますし、円滑な審議にご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、最初に2番、進行管理表の修正についての審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

(四宮課長) 先日メールで送らせていただきましたが、令和5年度の総合計画の進行管理表につきまして、第2回、第3回の総合計画審議会でご審議いただいた後、学校教育課からの申出により、審議会の資料の一部に錯誤があることが判明いたしました。本来であれば、記載内容を十分に精査した上で総合計画審議会にお諮りすべきところ、このような事態になりましたことを深くおわび申し上げます。

錯誤の内訳といたしましては、3つの提示議案について、実績及び補足説明を修正するものです。

本件につきまして、まず出石会長にご報告、ご相談をさせていただきましたところ、このような事態が起きた理由、原因、改善策及び事務局の対応等をまとめ、机上にお配りをしております進行管理表の修正に係る説明等資料のとおり、委員の皆様にご報告をさせていただくこととなりました。

錯誤の詳細につきまして、学校教育課長よりご説明をさせていただきます。

(小野学校教育課長) 改めまして、学校教育課長の小野といいます。

このたびは、皆さんにこういった時間にお集まりいただいて貴重な時間をいただきながら審議をしていただいているところで、このような事態になりまして誠に申し訳ありませんでした。

この後説明させていただきますけれども、単純なことではあるかもしれませんが、それがきちっとされなかった、できなかったというところに深く反省をしておりますので、今後ないようにしていきたいと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、記載の誤りについては、作成をする際に似通った資料を幾つか用いながら作成をして

いた関係で、基になる資料の数値から取っていたところで、別の項目のところをそのまま取ってきてしまったというところで参照間違いになっております。

もちろんその後チェックはしていたのですけれども、似通った表から持ってきていたという関係で、チェックも甘くなってしまう、気がつかなかったというところでは。数値自体が似通った数値であったこともありまして、そのようなことになってしまいました。

修正するに当たっては、より数値として適切に扱えるように、改めて数値の表記の仕方を変えている部分があります。

その前に、再発防止ですが、今回の原因がチェックミスということがありますので、そもそもの根拠資料も含め点検を複数の目でしていくということを徹底していきたいというふうに考えております。既に課の中でも、部の中でも共有し、今後そういった体制を取っていくことを確認しています。

続いて、説明のほうに移らせていただきます。まず第2節の4-①、学校教育の充実したまちの中の具体的施策1、教員の指導力及び教育課題への対応力向上の部分ですけれども、K P I が60%と間違っていた部分です。この部分を修正しまして、①、②というふうに数値を2つ上げさせていただいています。①85.0%、②が85.3%という形になりますが、なぜ2つにしたかということ、その前のK P I の項目を見ていただくと、児童・生徒を対象に実施している学校生活アンケートに、①授業がよく分かる、②学校が楽しいの項目を設け、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の回答が80%以上になっているというふうに上げています。つまり①と②の2つの項目を指標にしているというところでしたが、それに対して1つの達成度の数値で回答していたというところで、せっかく修正するのであれば、この①と②の項目両方をしっかりと見ていったほうがいいのではないかとということで、2つの項目に修正をさせていただきました。

それに伴った補足説明、今後の対応についてはご覧いただければと思います。

あわせて、③のICTを活用した授業と情報教育の推進につきましても、同じ理由から①、②という2つの数値を修正として上げさせていただいています。理由は同じです。

それから、④番の修正については、もともとが年1回というふうには書かせていただいていたが年に2回と、これも間違った原因は同じですけれども、年に2回というふうに修正しましたが、これについての補足説明として、各学校、2回から14回実施したというところを通知させていただきましたけれども、その最低回数を今回は実績とさせていただきました。というのは、全ての学校でこれだけはやっていると目標にしている関係で、多いところを捉えても、

これは適切ではないというふうに考えましたので、最低回数というのを実績というふうに捉えて書かせていただいたというところです。

簡単ですが、以上になります。

最後になりますが、改めておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

以上です。

(出石会長) 企画のほうからは。

(四宮課長) 今、学校教育課のほうからご説明をさせていただきました。

そのほか資料でお配りをしておりますとおり、このたびの件についての市長の評価をお示しをさせていただいているとともに、事務局の対応といたしましては、今後同じようなことがないように、記載内容の確認を徹底することを各所管に周知するとともに、進行管理表を複数人で見直すこと等を記載したチェックリストを設けることで、提出前に改めて確認がされているかというところを各所管においても確認することを考えております。

また、事務局といたしましても、所管から提出された資料の内容について、数値等の根拠を可能な限り確認して再発防止に努めてまいりたいと考えています。

(出石会長) ただいま学校教育課の案件でミスというか、修正をしたという報告と、その事情の話がありました。それからお手元にある進行管理表の修正に係る説明等の参考資料について、市長からのこういう問題に対しての評価も記載してあります。そちらを含めてご覧いただいて、この件についてご意見やご質問がありましたらお願いしたいと思います。

若干補足しますと、この間、どういう形で委員の皆さんにご連絡するかということで、私のほうはこのミスがあったということは伺っていて、その善後策というのは考えて調整した結果、既に前回評価が終わっているところもあるので、今回お示しした上で、この評価の修正によって何か影響があるかということのをこの後議論するという形にさせていただきました。早い段階での連絡の方法もあったかもしれませんが、事実関係をしっかり確認しようということもありました。

なぜこういう問題が出るのかということ、私の意見も少し申し上げると、この文書にも、課長からも、あるいは企画課長からお詫びの言葉があったのですが、別にお詫びの言葉を聞きたいわけではないのです。詫びたからどうというのではなくて、あるのは、一つはK P Iの実績が変わることによって評価が変わるかもしれないわけです。あるいはそれに対して我々の見方も変わってくるから、そういう意味では、1つは、人がやることですから、ミスは絶対ないとは限らないのですけれども、極力ミスを減らしていかなければならないということがあ

る。それについて謝ることではなくミスを出さないということだと思います。

もう一つは、これかなりきつく企画課には言ったのですが、総合計画に対する意識が低いのではないかということです。こういうようなミスは、果たして議会の議案資料に出るのだろうか。議案については相当なチェックを重ねて対応すると思います。

なので、杞憂に終わってもらえればと思っておりますが、総合計画に対する所管課の対応が、優先順位が低いのではないだろうか。その結果、提出ギリギリになって、一気に資料をつくるから、そういう時にミスが起きますよね。先ほどダブルチェックという話もありましたが、ダブルチェックするにしても、それがおざなりになってしまうのではないだろうかというのが一番心配なところですね。総合計画は政策集なのですよ。これに基づいて市の政策は進められているはずなのです。それが、数十年前は、製本して本にしていたので、作ることが目的化されていて、本として製本したら終わりという感がありました。

今は総合計画がベースになってPDCAサイクルが回ります。ということは、総合計画は作って終わりではない。作ってからが大事なのです。そうすると、企画課だけではなくて、各セクション全てにかかわる重要な政策集である。それを意識するならば、常日頃から総合計画を確認しながら仕事を進めていくべきという思いはあります。その点をお詫びをするというよりも、今後企画課からあるいは市長から、各部署の総合計画での取り組み方をしっかりと意識をしてもらうということが大切だということは伝えてあります。

したがって、ここで叱責の言葉というのは避けていただいて、この今回の件についてコメントなどがありましたらいかがでしょうか。だいたい私が言い尽くしたでしょうか。いいですか。

(一同) はい。

(出石会長) では、そのようにさせていただきます。

その上で、資料の修正内容及び理由というところを見てもらうと、KPIの実績を変えたことによって、見るところ進捗状況評価の変更はないということでもいいですよ。これは、数値が必ずしも達成していなくても、毎回言っているとおり、最終的に達成を目指していく過程があるので、別に2023年度の段階でもう既にクリアしているものもあるですよ。クリアしていないものは、それが一概に順調ではないということにならないし、評価の基準に従っているのでもいいのだろうと思うのですが、何かこの評価自体についてご意見がありますか。要するに再評価するかどうかです。

どうぞ。

(田宮委員) 田宮と申します。

今、根本的なところのお話が出たのですけれども、私も前々から考えていたことを言わせていただきたいと思うのですが、総合計画でいうと、この後の資料 17 にあるように、基本構想からいつ何年間やるということのその裏側のほうのところで、総合計画で基本構想、その次に実施計画、そして取り組みの方向、そして具体的施策、そして主な取り組みというふうに、だんだん細かく活動が分かれていくのですね。

我々、この審議をする際に、どこまで目標が達成したかというのは、その上のほうの段階で取り組みの方向ぐらいのところの資料を頂いて審査して、その終回には市のほうからの評価も入った形の資料を見ながら審査する。時々、必ず一番最後の市の取り組みと主な取り組みというところでの疑問とかというのは我々も何度か提案しているのですが、実際は現場で働いている、その仕事をやっている成果が、その上の一番元の実施計画、あるいは取り組みの方向のほうに合致しているかどうか。そういった場合、そのパーセンテージなり目標に達成するものがこの取り組みの方向に向かっているかどうか、それが何%なのか、どのくらい順調なのか、順調じゃないのかというのも本来我々は審査しているんですが、そうすると、市の取り組みというところを一番最初に我々が審査するべきではないかなと思い、それをすれば、この目標の数値がおかしいというのはすぐに分かりますし、皆さんも現場の人たちも、あるいはその所管の人たちも、この取り組みのことをよく考えてやれば、この数値がおかしいな、85%じゃない、やったはずなのに 60 って書いてあるのはおかしいなということも気づけるので、我々は、審査は上のほうの取り組みの方向とか実施計画のほうではなくて、具体的施策とその前の取り組み、市の主な取り組みのほうを審査する必要があるのではないかな、私たちの審議会というのは、そっちのほうを重点に見た上での審議会であるのではないかな、そしてそういう方向で審議会ってやったほうがいいのではないかなという気がいたします。

以上です。

(出石会長) 建前上は全体を見ることにはなっているのですね。全体を見てそれが、今日の資料を見ても分かりますけれども、現実的にいちいち全部説明を受けている時間もないから、結局委員の皆さんのご努力で見えてきていただいて、それでやはり気になるところを絞って議論してもらっていますので、そのあたりは、私もいろいろな自治体の総合計画にかかわっていますが、とにかく幅広いので、悉皆的にやるのはすごく難しいというのは事実ですね。したがって、試行錯誤はあっていいと思うのです。

(田宮委員) そうなのです、そのとおりなのですけれども、現場の人たちがこの目標に向か

ってこの仕事をやっているんだよ、プロジェクトをつくっているんだよという意識があれば、先ほどいろいろ説明があって、ここが間違っていたとか、資料が間違っていたというような記入漏れ、記入間違いというのはないのではないかなという気がします。

（出石会長） 今の点も認識していただければと思いますので。

ほかどうですか。

（齋藤委員） ここまでの段階で、今回初参加させていただきまして、K P I の設定については議論の場じゃないのだよということがありましたので、そのとおりだと思っておりますが、やはり K P I の設定は難しいと思うのですが、できるだけやっぱりこれに関わる推進をなされる行政の職員の皆様、それから現場の皆さんの努力が促されるような、そしてその努力が報われるような指標であるべきだなと、幾つかについて感じました。

特に、やっぱり市民アンケートの結果で何十％以上を目指すというのは、これは僕が担当者だったら手が出せないといいますか、途中ブラックボックスで、市民アンケートの結果はアウトカムというか、結果成果に近いのかもしれないけれども、どうしようもない。ましてサンプルが変わると変動するというような感じもしまして、そういう意味で、プロセス指標というか、途中のブロック指標でもいいので、政策をご担当なされる、推進なされる方が努力しやすい、努力が報われやすいものにしたほうが全体が盛り上がっていくという感じが、どれということではなくて、これだけたくさんの指標を全てに設定なされるのは本当に大変だというふうに思っておりますけれども、全体感として感じておりましたので、ちょっとこの場で意見として申し上げさせていただきました。

（出石会長） ありがとうございます。

逗子市は総合計画の K P I に市民アンケートを結構使っています。それも定期的なアンケートを項目数を対象にしているので、確かにサンプルが変わりますが、ある程度の有意性はあると思うのです。それだけではないのだけれども、なかなか測るものがないというのと、いざあったとしたときに測るものの数値がまた我々が有意なものにつかめないで、いきなりすぐ達成してしまったり、どうやっても達成できないような K P I は避けてほしいのだけれども、割とすぐ達成できてしまうものがありますよね。これはなかなか難しいです。でも、多分現場も分かってやっているから、少しずつ精度を上げていくしかないのではないですかね。

ありがとうございます。

ほかどうでしょうか。

それでは、最終的に答申を出すときに、今出た意見も少しくまく加味できるような形ができ

れば、付言かどうか分かりませんが、入れるようなことを考えたいと思います。

事務局はそれでいいですか。

(四宮課長) はい。

(出石会長) では、そのようにさせていただきます。

それでは、この案件については以上とします。

<学校教育課長退出>

(出石会長) それでは、3番になります。

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(四宮課長) 資料の量もかなりございますので、少し長いご説明になると思いますが、よろしくお願いいたします。

最初に、資料のご説明、資料17からご説明をさせていただきます。

こちらで今回の総合戦略の策定と中期実施計画の一部改定の全体のイメージ、流れについてまずはご説明をして、その後、詳細に中身についてご説明をさせていただくという形で進めます。よろしくお願いいたします。

まず、資料17の1番からご覧いただきたいと思います。

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定ということです。

まず、期間のイメージという下のほうに表記をしております。今回何をやろうとしているかというところですが、今、中期実施計画がスタートしていて、その中期実施計画をつくる時、実は第2期の総合戦略と一体化を図ったという経緯がございます。なので今、少し過渡期のような状況になっておりまして、一体化してこの2年間たったところで、今度、第3期という、これからやろうとしている総合戦略の策定ということを行って、終期を中期実施計画と総合戦略を合わせて策定をして、ある種ようやく完全な一体化というような形で、最終形態に移るとこのような形で今、作業を進めるところです。なので、今回、先ほど申し上げました主な取り組み等ですね、こういったものの位置づけ等も見直して、計画と総合戦略の整合性を高めるような内容となってございます。

資料進みまして、次に、計画の構成ということでまず最初に確認をさせていただきます。

今申し上げましたとおり、2023年度を始期とする総合計画中期実施計画と総合戦略、こちらを一体化しておりまして、計画の構成は次のとおり整理をしているものです。左側が総合計画

で、右側が総合戦略という形になっております。総合計画をベースとして冊子のほうは構成をしております、構成としては基本構想、実施計画、実施計画の中で取り組みの方向、具体的施策、主な取り組みという形で構成されております。

これに対しまして総合戦略につきましては、この総合計画とは別の柱立てとして4つの基本目標、それから基本的方向を持っていて、ただ、この主な取り組みですね、この基本的方向、基本目標を達成するための主な取り組みは総合計画と共通のものとしていくように整理をしております。

今回、第3期総合戦略の策定に当たっては、第2期総合戦略からの連続性を考慮して、基本目標及び基本的方向の枠組みは維持をして、見直しが必要なものを除いて、第2期総合戦略に位置づけられている主な取り組みを継続するということで整理をしております。

続いて、(2)第2期総合戦略からの変更点でございます。

幾つかございまして、まず1つ目、①と記載しております。国から総合戦略に記載をすることを努めることとされております「地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン」というものです。基本目標の上位において目指すべき地域ビジョンにつきましては、計画の一体化を図っていくことから、総合計画基本構想の「めざすべきまちの姿(5本の柱)」とすることを実施計画の基本方針に記載をいたします。

②です。基本目標の数値目標について、基本的に維持するということで考えておりますが、基本目標1及び基本目標4は、この後、詳細をご説明しますが、少し目標の指標をうまく取ることが難しくなっていることもありまして、指標自体を変更することを考えています。

また、基本目標2及び基本目標3については時点を修正するという変更を加えます。こちらにつきましては、また別途後で具体的な変更点についてご説明をさせていただきます。

ページ移りまして、③主な取り組みにつきましては、実施の見込みがない取り組みを削除し、新たにに取り組むべき事項を追加いたします。入替えをするということです。

また、総合計画中期実施計画の主な取り組みで、総合戦略としての取り組みとして位置づけるべきものを新たに追加いたします。

なお、中期実施計画では、総合戦略を具体的施策、または主な取り組みに位置づけておりましたが、第3期総合戦略では主な取り組みに統一して位置づけることといたします。言っている内容が分かりづらいと思うので、ここで図示して今申し上げたところの内容をご説明いたします。

オレンジ色で説明しているものが、要は主な取り組みに基本的には共通のものとして総合戦略の主な取り組みも位置づけておりまして、この総合計画中期実施計画の主な取り組みの右肩の部分、この青色の部分、基本的には総合戦略で対応する住所といいますか、場所を表記して関連づけを行っているものです。現状では、第2期総合戦略、総合計画と一体化させるときに、基本的には総合戦略の枠組みをいじらないという形で整理をしたことから、今、現状では具体的施策として関連づけられているものと主な取り組みとして関連づけられているものが、要は混在する状況に今なっています。少し分かりづらい状況がございますので、要は具体的施策を推進するために主な取り組みという項目を設けておりますので、総合戦略との関係づけは、具体的施策のものはやめて、主な取り組みとの位置づけで統一をするというのがオレンジ色の内容です。なので、第3期総合戦略の移行後には、具体的施策における総合戦略との関連づけはなくなるので、この欄自体がなくなるということになります。こちらが主な取り組みの統一とした位置づけの説明です。

次に、青色の部分の表記についてです。この後ご説明をいたしますけれども、改めて主な取り組みと総合戦略の関連づけを整理をいたしましたところ、基本的に総合戦略の目標達成に資する取り組みが並ぶ状況になりましたので、要は総合計画の主な取り組みイコール総合戦略の主な取り組みとして今回整理をいたします。なので、この主な取り組み全てに総合戦略の取り組みの方向性を記載することが少し重複感があるというところがございますので、右上のところに矢印を持っていておりますけれども、要は、SDGsのラベルと同じように、取り組みの方向レベルで、その取り組みの方向が、総合戦略のどこの基本目標と基本的方向について関連しているのかというところをまとめて表記するような形で表記を変えたいということで明示してつけているものです。なので、この後、一覧表のものもお示しをしますけれども、計画表の記載上のイメージはこのように整理したいということで記載をしているものです。

続いて④番、総合戦略は、国のほうでデジタル田園都市国家構想ということで、デジタルの活用をもって地方創生を進めるという考え方でございます。これに対応する形で、今回の改定に当たりまして、地方創生におけるデジタル活用の方向性については、総合計画中期実施計画、第5章に計画全体の推進という項目、計画の推進に当たってという項目の中のデジタル技術の積極的な活用という項目がございますので、この中でこの考え方をお伝えすることといたします。これも後で資料を個別にご覧いただくことにいたします。

次に、（３）人口ビジョンについての説明をいたします。

そもそも総合戦略につきましては、人口ビジョン、こちらの分析がなされて戦略が策定され

るという原則がございますが、実は今、国のほうでは総合戦略の策定が先行していて、国の長期ビジョンがまだ未改訂という状況がございます。このため、現状での資料のご用意といたしましては、2024 年、今年に予定されている国の長期ビジョンの改訂がされていないことをもって、まずは参考資料といたしまして、現状分析部分のみ時点更新をして、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン改訂後に逗子市の人口ビジョン全体も改訂することとさせていただきたいと思っております。現状での参考資料として、参考 4 として時点更新をした人口ビジョンをおつけしております。

次に、2、今、総合戦略ベースのお話をさせていただいたのですけれども、2 としては総合計画中期実施計画一部改定ということで、一体化した総合戦略の策定による一部改定を行うもののほか、次の事項について、総合計画中期実施計画ベースでの見直しを行いたいと考えております。

1 つが、第 3 期総合戦略の策定に併せまして、2022 年度の中期実施計画策定時点から状況の変化等があった事項につきまして必要な見直しをさせていただきます。

(2) として、先ほどと同じ場所になるのですけれども、第 5 章、計画の推進に当たってのデジタル技術の積極的な活用については、中期実施計画の策定後に、逗子市 D X 推進ビジョン、こちらを策定しておりまして、この整合を図るため、ほぼ全面的な見直しを行いたいということと考えております。

資料 17 のご説明については以上になります。

以上が総合戦略策定及び総合計画一部改定全体のご説明となります。

ここから、今、申し上げた変更点につきまして、具体的なお説明をさせていただきます。

まず、第 2 期総合戦略からの変更点についてご説明をさせていただきます。

資料 18 をご覧ください。

まず、先ほど申し上げました地域ビジョンの記載ということで、この資料 18 の 57 ページにつきまして、総合戦略の基本目標と基本的方向を総合戦略の地域ビジョン基本目標及び基本的方向とし、本文中に地域ビジョンを総合計画、基本構想の「めざすべきまちの姿」とすることを記載いたします。

続きまして、基本目標の変更等になります。

まず、1 つ目です。基本目標の 1 につきましては、この指標自体の変更をさせていただきたいと思っております。第 2 期総合戦略では、合計特殊出生率が 1.53 になっているということを目標としておりましたが、合計特殊出生率が、神奈川県が算出している数値を用いていること

から、公表が2年遅れということになっておりまして、要は前年度の実績の評価をするときに、まだその数字を補足できないということが続いておりましたことから、第3期総合戦略では出生数を用いることとするものです。

まず、参考3ということで、今から申し上げる基本目標の指標の変更につきましては考え方を示しておりますけれども、出生数が2018年から2023年の6年間で22%減少しているということ、また、お子さんをお産みになる想定 of 合計特殊出生率対象の年齢である15歳から49歳の女性の人口につきまして、2023年から2029年、7年間で11%程度減少することが推計されていることから、数値の目標としては現状維持を目指すという目標としているところです。

また、基本的方向の3の記載につきまして、基本目標の1の下の方に基本的方向がありまして、この基本的方向の3のところですね、こちらがもともと「男女が共に」という記載だったのですけれども、こちらはジェンダーの観点から「誰もが」に修正をするものです。

続きまして、基本目標の2についてです。

こちらは、時点の修正を図ったものです。数値の設定なのですからけれども、2019年から2023年は、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響もあって、実は転入超過の数が好調だったというところです。ですので、今、累計では1,071となっているところですが、増加ではなく、現状維持を目指す目標とさせていただければと思っております。

続いて、基本目標の3についてご説明させていただきます。

こちらにも指標自体に変更はなく、時点修正ということで考えているところです。こちらの個人市民税納税義務者数につきましてですが、こちらの根拠といたしましては、2019年度から2023年度の5年間、平均伸び率が1.4%ということで、今後の5年間もこの伸び率が続くと仮定して設定するものです。

こちらの資料、申し訳ございません。冒頭、錯誤のないようにと申し上げたところ大変心苦しいのですけれども、こちら0.14%と記載しているところ、正しくは1.4%ということでございますので、この場で修正させていただきます。申し訳ございません。

次に、基本目標4につきましてご説明いたします。

こちらは指標自体の変更をさせていただきたいということで考えています。もともとは「事情が許せば返子に戻ってきたい」という方のアンケート回答率を指標としていたところです。これは実際どのように取っていたかというところで申し上げますと、住民票の手続、転出手続をされる方、窓口にいらっしゃった方に紙でアンケート用紙を配ってお答えをいただいていたのですけれども、マイナンバーカードが普及してきた関係で、転出をされる方が転出元の市町

村にこの手続を実際に足を運んでいただく必要がなくなってきていまして、なかなか紙でアンケートをお配りすることが難しくなっております。なので、信用に足ると言い方はあれですけれども、サンプル数の問題があって、計画期間を考えるとなかなか難しくなっていくだろうということで変更するものです。変更後は、「今住んでいる場所に住み続けたい」「市内の他の場所へ移りたい」、要は逗子市内にとどまりたいという方の数をアンケートで把握することを考えております。こちらは、毎年実施のまちづくりに関する市民意識調査ということで1,500名の方に無作為抽出し、毎年アンケートをお願いしているということでございますので、このアンケートで今いらっしゃる方から取れる数字に変更したいということで修正を考えているところです。

実際のこの目標数値自体は、今ご覧いただいているところが直近の定住の合計というところが数値として出ていて、毎年変動をやはりしているものでございます。一番高いところでかなり近い数字が出ているのですけれども、直近の数字から勘案して、90%を目指すということで目標の設定を考えているところです。

次に、資料19に行きまして、こちらは総合戦略に位置付けられている主な取り組みと、総合計画の位置づけの対応表ということで表をつくっているものです。一番左の緑色の部分ですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのが基本目標、基本的方向、先ほどの階層で行くと2つの階層を持っております。真ん中の黄色の部分ですね、主な取り組みというのが、ある種、今、中期実施計画の一番下の階層の主な取り組みとして並んでいるもの、こちらが先ほどラベリングの話をさせていただきましたけれども、総合戦略と関連づけられて取り組みを共有しているものです。

今回、やることというのが水色の部分、第3期総合戦略で4つのカテゴリーに分けて整備をしていくものです。見ていただくと、まず入替えのお話をさせていただきましたが、第2期から継続しないものというのが一番左の欄です。逆に、これまで総合計画に全く記載がなかったものについて新たに位置づけるものが一番右にあります。これが減って増えるものということで、継続しないものが1点で、新たに位置づけるものが3点という結果になっております。

その真ん中の間の2つ、第2期から継続するものというのは、現状でも主な取り組みの右肩に要は総合戦略の数字が入って関連づけられているものということです。その右、総合計画にある取り組みを新たに位置づけるものということで、今は関連づけがされていないんですけれども、今回この位置づけを整理する中で関連づけを位置づけるものということです。

なぜこういうことが起こるのかというところなのですけれども、冒頭申し上げたとおり、第

2期総合戦略と中期実施計画を一体化する時点では、総合戦略を第2期総合戦略については大きくいじらないということで整理しておりました。なので、全体を見直すようなことはしていなかったのですが、今回、第3期ということで、終期をそろえて総合戦略ベースの見直しを行いますので、改めて今まで位置づけていなかったものも、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、基本的方向に照らして関連づけられるのかというのを見直して、ラベリングを組み直していこうということです。

なので、大きくはこの2年間なので、それほど増えたり減ったりはしていないのですが、マイナーチェンジの1減3増の変化と、中身のラベリングの関連づけを整理したというのが今回の大きな見直しということになってございます。

そうしましたら、資料の20をご覧くださいければと思います。

今申し上げた関連づけを含めて、この後申し上げる総合戦略ベースではない総合計画ベースの見直しも含めて、この標題のとおり、主な取り組みの追加・削除及び必要な見直し等一覧ということで、今回変更が加わるものを一覧にした資料が資料20ということになります。

まず、総合戦略ベースの今申し上げた1減3増の部分についてご説明をいたします。

資料20の4ページ、番号でいくとナンバー22をご覧ください。

まず、第2期から継続しない取り組みとして、今回除くものということになります。こちらは基本目標4、基本的方向1、地域制緑地の活用という内容になっています。

こちら、資料20の改正理由という右から2番目の欄にどういう理由で変えるのかというところの記載をしております。

今申し上げた一件、除くもので継続しないものの取り組みとしては、財政対策プログラムによる事業休止がありまして、特別緑地保全地区の候補地のほぼ全てがレッドゾーンに指定されたことを契機に、無秩序な市街地化が行われるおそれがないことから、指定に伴う土地の買入れを求める当該事業の積極的な展開を行わないこととしたためということで理由がございまして、今回取り除くということです。

ほか、新たに位置づける取り組みについてご説明をいたします。

資料20、同じ資料のページの3、左のナンバーでいくと13をご覧ください。

こちらは、新たに取り組みを位置づけるものということになります。

基本的方向1、（仮称）逗子市子ども基本条例の制定というものになります。

理由といたしましては、こちらに記載のとおりですが、令和5年度にこども基本法とこども大綱に基づき、市町村こども計画策定が努力義務となった。逗子市子ども・子育て支援

事業計画では、新たにこども基本法、こども大綱、児童の権利に関する条約を基に次代の社会を担う全ての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」を目指す要素を加えるものです。こどもまんなか社会を目指し、こども基本法やこども大綱の精神にのっとり（仮称）逗子市子ども基本条例を制定することから、新たに取り組みを追加するものです。

次に追加する取り組みにつきまして、資料 20 の 1 ページのナンバー 3 をご覧ください。

こちらは、誰一人取り残さない地域共生社会の実現ということで、理由はこちらに記載のとおりですけれども、孤立・孤独対策推進法が施行されたことに伴い、地域共生社会の実現を目指す本市として、誰一人取り残さない包括的な相談支援体制を構築することを明確にするため、新たに取り組みを追加するものです。

最後に追加するもの、2 ページのナンバー 6 をご覧ください。

こちらの取り組みとしては基本目標 4 の 3、認知症になっても住み慣れた地域で安心・安全に暮せるための支援ということになります。認知症基本法の施行により、市、市民に対する認知症に対する正しい知識及び認知症の人に対する正しい理解を進めるための努力義務が規定されたため、新たに取り組みを追加するものです。

以上が、今回総合戦略の取り除くものと追加するものということの入替えになります。

今、ご説明をいたしました総合戦略の変更点によるもののほか、先ほど資料 17 の 2 番でご説明いたしました 2022 年度の中期実施計画の策定時点から状況の変化があったものについて、必要な見直しをすべき事項について、この資料 20 で併せて記載をしているものです。中期実施計画が立って 2 年間、策定から時間が経って、この間でいろいろな変更があつて微調整をしなければいけないものが出ていますので、その変更がここに明記されているということです。

全てのご説明は割愛いたしますけれども、細かい話でいくと予算事業名が変わっていたりですとか、あとはこの 2 年間の中で事業の見直し等があつて記載がもうすぐわなくなっているものと、こういったものの修正を図るということで一覧として掲載をしているものです。

（出石会長） 資料 20 を具体的に総合計画に溶け込ませているのが資料 21 でしょうか。

（四宮課長） そうです。

（出石会長） 新規事業の 3 つのうち、2 つは総合計画のページ数が一になっているいますね。子ども基本条例以外は 2 か所一ですよね。これはどう入るとか、目に見えないのだけれども。資料 20 の 1 ページ目のナンバー 3、これは新規に入るものなのだけれども、総合計画ページ数が一でしょう。資料の 21 には 83 ページに入っているのですよ。これ入れてくれないと、本当

は後で説明するつもりだと思うのだけれども、見えないです。

（四宮課長） 申し訳ございません。

（出石会長） だから、この資料 20 の 1 ページ目のナンバー 3 のところの総合計画ページ数は 83 でしょう。

（四宮課長） そうですね。

（出石会長） あともう 1 か所、6 は……91 か。

（四宮課長） 91 ページです。

（出石会長） はい、どうぞ進めてください。

子ども基本条例は入っているのだけれども。

（四宮課長） そうですね。失礼いたしました。申し訳ございません。

今、会長からお話のあったとおり、20 の修正が、実際のこの計画書の形で記載をしているのが資料 21 になります。資料 20 のナンバーを振られているものが、この資料 21 で余白にナンバーということで対応させて記載をしているところですので、実際にこの修正というのが資料 21 になってございます。

続きまして、資料 22－1 と 2 のご説明をさせていただきます。

先ほどの資料 17 で申し上げましたデジタル活用の方向性の記載ですとか、あとは市のほうの D X 推進計画を策定したことによる修正ということで、この資料 22 のほうが溶け込んだものになってございますけれども、総合計画の第 5 章の計画の推進に当たっての 4 番、囲みをしておりますけれども、デジタル技術の積極的な活用の項目ですね、こちらをこのように改めるという資料になってございます。22－2 のほうは、溶け込んだというか、修正後の形を示しておりまして、資料 22－1 が新旧対照表という形で、どこをどのように修正したかという資料になってございます。

続きまして、参考の 4 で人口ビジョンをご覧いただければと思います。

先ほど申し上げた国のほうで改訂がされていないということで、暫定版という形で、今、社人研等で推計が示されている部分、更新ができる内容につきまして、現時点で更新を図るという内容になっています。

ご説明としては以上になります。

（出石会長） なかなか分かりにくいところがあるかもしれませんが、簡単に復習すると、資料 17 の 1 ページ目にあるとおり、まず今期から委員になっている方もいらっしゃるので簡単に説明すると、総合計画というのは自治体が独自につくっているのですね。逗子市は逗子市と

して総合計画を基本構想と実施計画の2層でつくっています。これは、以前は地方自治法に市町村が基本構想を策定する決まりがあったのだけれども、今それがないので、極端言ったら、総合計画をつくらなくてもいいんですね、藤沢市はつくっていません。このように逗子市はつくっています。

それに対して、総合戦略というのは、まち・ひと・しごと創生法という法律に基づいて、国が自治体に地方版の総合戦略、今の時点でいいですけども、をある意味、事実上強制しているのですね。強制的に事実上つくらされている。なので、いわゆる総合的な政策推進に自治体独自の総合計画と、国から、内閣府から事実上つくらされている総合戦略の2つが走っているのですね。それがこの1ページ目の資料で見ると、総合戦略の1期、2期、3期と書いてあり、1期、2期あたりがまさに総合計画とは別立てで動いていて、似たような計画がいっぱい入っているのですね。それが分かりにくいというか、これは逗子市に限らず、どこもそうなのですね、どこでも困っています。逗子市は、割と先駆的にやっているんですね。まだこのような一本化というのをやっているところは、私の知っている限りはあまりないのですけども、それでそういう2つに分かれたってよく分からないし、はっきり言ってしまえば、先ほど説明もあったように、人口ビジョンなんていったって、合計特殊出生率 2.07 なんてもう不可能でしょう。なので、人口ビジョンの意味がほとんどない状態になっている中で、あまり効果が見えない、お金をもらうだけの総合戦略であるならば、逗子市は、総合計画の中にきれいに落とし込みましよう、と、一体化させましようというのがちょうど今、過渡期なんですね。

第3期がぴったり令和7年度をもって総合計画の中期実施計画と終わりが合うようにして、その先、だから今が一番難しいのですよ、令和8年度からはきれいになった状態で一本を見ればいいという形になるはずなんですね。また国が変わるかもしれないけれども、ということで、今日は、先ほど説明があったのが、端的に言えば、資料21というものと資料22-2というもの、共にこれを変えたんですね。要するにここの中身、これを差し替えているのですよ、というふうに見てもらえばいいのか。それを細かい資料がいっぱい出ているんだけど、それぞれ新旧対照とか、改正内容に記したというのが結果的にここに合わさって一本化されるように、一つに見えるように今整理をしているというところです。

ですので、意味合いをまずご理解いただいて、その中で、果たしてこういう、先ほどKPIを変えるとかありましたが、そういうところがいいのかというような議論をここではしていただきたいのですが、ちょっとかなり拡散してしまうかもしれませんが、ただいまの説明、私の補足も含めて質問、意見、分からなかったら、分からないところで聞いてもらって結構で

すから、ご発言があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

先ほどの資料、基本的には全部……この資料 19 によって、継続しないものもあるし、新規は新規で入るから、結局 2 期から継続しているのがあったり、総合計画にあるのも総合戦略にするということで、きれいにこれでなるということでいいわけですよ、今の説明のとおりでね。

（四宮課長）　そうですね。

（出石会長）　一個一個見てもらうしか本当はないのだけれども、そういう整理がなっているということです。

（藤江委員）　ちょっとよろしいですか。

（出石会長）　はい、どうぞ。

（藤江委員）　今、先ほどのお話を聞いていて、今、会長がいろいろお話ししたように、この資料の 19 のところ、ここへ持ってくるわけですよ、主な取り組みとという形で。主なのはここでやろうとしていることになるのですよね。違いますか。

（出石会長）　いや、主な取り組みに書いてあるところもやるというか、それを全部位置づけ直していくから、全部シートに入るということです。

（藤江委員）　でも、例えばその辺の具体的な中身をあまり詳しい説明が今日はなかったですけども、資料 22－1 のところで、現行から改定はこういうふうにするのだよというのが上がっていますね。それが、どうしてこれに上がってきて、なぜそれをやらなければいけないのかというのが全然説明がないので、その辺はちゃんともうちょっとまとめてほしいなと思うんです、事務局のほうだと思います。

（四宮課長）　資料 22－1 はデジタル技術の積極的な活用の話かと思いますが、こちらは 2 つございまして、この中に、計画全体の推進に当たってどういうふうにデジタル活用していくのかというのを総合計画の中にお示しをします。

今回、この修正をすることの理由としましては、1 点が、国が求めている地方創生をデジタル活用してどうやって進めていくのかという考え方が今まで入っていなかったこと、あともう 1 点が、全面改定につながることであったのは、中期実施計画の策定後に、逗子市の D X の推進の方針ですね、こちらを新たに策定したため、今、時点を中期実施計画で書いた内容が少し変わってしまっているところがあるので、改めて全面的に見直しているというのが資料 22－1 の修正内容になっております。

（藤江委員）　それが現行から改定に、国からの指導によってこういうふうに少し変え、こういうふうに具体的な中身をつくっていかなくちゃいけないよということですね。

(四宮課長)　そうです、はい。

(藤江委員)　それは、じゃ、逗子の中でそういうものができる組織があるのか。

(四宮課長)　はい。

(藤江委員)　はっきり言うと、ものすごく遅れています。例えばこの前も言いましたけれども、横須賀とか鎌倉に比べてものすごく遅れています。それに対してどういう予算措置を取らないといけないとか、具体的に走っているのでしょうか。

(出石会長)　それを進めるための計画です。それを進めるために計画するのですよ。

(藤江委員)　ああ、まだ全然出ていないけれども、できていない。

(出石会長)　だから、むしろこっちの対応表よりも、こちら、資料でいうと資料 22-2、あるいは、これはもう取り込んだもので、大元のこちらの同じページを見ればいいと思うのですが、それは、今の説明もあったとおり、この今の D X の推進に伴って、こういう取り組みをしなければいけないからって直したのです。

(藤江委員)　まだこれから……

(出石会長)　それを組織化したり、新たな、もしくは個別計画をつくったりして取り組んでいくための元です。だから、取り組んでいることを書いていかない、取り組むことを書いていく、でいいですか。

(藤江委員)　はい。

(出石会長)　四宮さん、それでよろしいですか。

(四宮課長)　はい、大丈夫です。

(出石会長)　ということです。なので、進んでいないのは多分事実なので、進めるという、ちゃんと進めていこうという、ある意味、意思表示という捉え方なのです。

(藤江委員)　それについては、ちょっと会長のほうのお話になろうと思うのですが、この前、私、こういうのを話し申し上げたと思うのですが、逗子市は横須賀と鎌倉の間に挟まっていて、その両方はものすごい勢いで進んでいる。ここでそれをやろうと思っても施設もない、業者もない、それでできるのですかということなんですね。きれいごとじゃ済まないところで、逗子が一番弱いところはどうするのですかということを、ぜひこの計画の中で考えていただきたいと思うんですね、事務局に。

NHK がべったり張り付いて、それを遂げたのが横須賀なんですよ。鎌倉は円覚寺、建長寺、それからさらには業者さんもパナソニックも入っているのですよ。そういうグループをつくってその中でやっているわけ。そういうふうに逗子はどうやってやるのでしょうか、そうい

うふうなことは。

ということが、やっぱり事務局としては、ここが不安なんですよね、こういう分野の中身では。そういうお話が今日は全然出てこなくて、分からない表だけ出てきたので、ちょっとむっとしたのです、聞かされて。

（出石会長） むっとされても、先ほど言っているとおり、多分ご指摘は事実なのだと思いますよ。だけれども、だからといって、事実やっていないから書かないというわけではないです。やるためにこれをつくっているわけじゃないですか、それは評価してあげないと。

（藤江委員） はい。

（出石会長） それに対して、事務局からの回答はないと思うけれども、今後取り組んでいく姿勢を、逆に言えば、ここでそういう意見が出ているということが大事ではないですか。総計審の委員から出ている意見を踏まえて担当課が取り組んでいくということにもなるだろうし、必要ならもっとアドバイスしてあげればいいではないですか、知見を持っているのだったら。

（藤江委員） はい。

（坂本デジタル推進課長） デジタル推進課の坂本です、よろしくお願いいたします。

いただいたご意見は確かに持ち帰らせていただきます。逗子は横須賀市鎌倉市等の近隣市から遅れているというのは私たちもすごく感じているところであります。

今回、このように総合計画の中に、先ほど事務局からもお話しありましたとおり「デジタル化推進ビジョン」というのをこの4月に策定をさせていただきました。今年以降はそれに従ってデジタル化を進めている最中でありますので、もし何かご意見等ございましたら、また私のほうにもおっしゃっていただければと思います。ご意見ありがとうございます。

（出石会長） ぜひアドバイスをしてあげてください。私、あまり知見がないので、むしろせっかく委員でいらっしゃるのであれば、ここでの発言じゃなくても構わないので、ほかの委員もよろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか。

（磯部副会長） 今やっていることというのは、総合計画と総合戦略を一つのものとか、それぞれが同じ内容にしていこうという作業だと思うのですけれども、ここの資料の19で総合計画のほうで5本の柱以外というところに関しては、これは総合計画のほうを変える必要はないのでしょうか。

（四宮課長） そうですね、例えば4ページですね。このナンバー19の企業版ふるさと納税に関する取り組み等、こういったものは5本の柱以外ということで整理しているものです。

例えば企業版ふるさと納税に関する取り組みですとかシティプロモーションの戦略の推進というのが、要は5本の柱以外、今、見ていただいた計画の推進に当たってというところで、個別の取り組みというよりは、全般このように進めていくんだという考え方で整理をしているものにつきましては、この5本の柱で位置づけるのではなくて、5本の柱以外ということで関係性を整理しているということで、これが現状の中期実施計画の段階からこのような整理をしているということで、幾つかの項目は個別の取り組みではなく、こうした整理をさせていただいているところです。

（出石会長） つまり、もともとそうなのだけれども、必ずしも総合計画の5本の柱に入る総合戦略の取り組みとは限らないということですね。

（四宮課長） そうですね。

（出石会長） 磯部副会長、どうですか。やむを得ないかなという気は、そこは最後、これは多分、総合戦略に限らず、いろんな事業をやっている中で、必ずどこかに当てはめることができるかという、多分それは難しいのかなという気はするのですよね。

そうしたときに、今はもう計画が動いているさなかなので、今、中期の計画に来ているから、全体を直すのは難しいのですけれども、本当は、それはそれで、そういうふうなカテゴリーをつくるべきなのかもしれなかったですね。5本の柱以外の何々とか、そのあたりはちょっと今さらなのですけれども、取りあえずはやむを得ないかなとは思っています。

磯部副会長、どうですか、何かアイデアありますか。

（磯部副会長） 実質的にこのことが問題になると思っているのではなくて、あくまで形式上どうするのかという質問で、特に問題はないのであれば、私は構いません。

（出石会長） この資料19だけ見ると、これはあくまでも整理したものですから、分かりやすくつくったもので、実際にはこの中に、ここに全部、番号がなくなるだけです。

（四宮課長） そうです。

今、総合計画で資料11という形で資料編に対応表がございますので、これが更新される形で、今もこのような形で関係性を示していて、同じような形でこの資料19から総合計画の改定後の資料11に相当するものとして記載する予定ということになってございます。

（出石会長） 二百……

（四宮課長） 257ページです。現状の総合計画の冊子、257ページを開いていただくと、同様にこの5本の柱以外みたいなもので現状整理しているものが継続している分があります。

（出石会長） では、よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。少し時間取りましょうか。細かいところでもいいですけども。

（高橋委員） よく分かっていないところで申し訳ないのですが、今回、総合計画にない取り組みを新たに位置づけるということで、改正に関わるものしか書いていないということなのですけども、これはどう議論されてこれだけを新たに位置づけることになったのか、またそれ以外に位置づける要素がないと理解していいのか、その辺の進め方は。

（四宮課長） 進め方としましては、改定の趣旨を庁内で共有した上で、各所管課から見直しを募ったということです。

考え方といたしましては、中期実施計画を2年前に策定をしておりますので、実際にここで位置づけるということは、主な取り組みを中期実施計画と共有していますので、今、中期実施計画的に新たに取り組む、もしくは落とすということになります。なので、こういったものがということになりますと、この2年間において、あるいは総合計画的に見て新たに入れるべきもの、落とすべきものという観点で見ることに結果としてはなるわけです。なので、数としては正直それほど多くないというのも、この2年間の動きをおさえて総合計画ベースで記載するものとすべきものという観点で見えておりますことから、結果としてはこういうケースになっていて、これ以外にないのかというところで申し上げますと、各所管においてそういう観点で見た結果、入れる、除くというものが生じておりますので、正直この2年間というところですので、大きく幾つもの10件、20件上がってくるわけではないということ考えています。

（出石会長） 所管によって温度差があるとばらつきが出てしまう。なので、もともと総合計画、逗子なんかも基本的には変えない、K P Iの指標も変えない。それは変えないで評価をしていって、中期なら中期、また実施計画が終わる、次につなげるときに直しましょうというやり方が一つの方法なのですね。

もう一つは、ローリングをかけるというやり方もあるんですね、毎年度。計画期間中にローリングをかけて必要な修正を施していくというやり方もあるんです。これ、どっちもどちなのですよね。変えると、今言った部署によって温度差によって変わってくるし、尺度が変わっていったり、要はベースが変わっていくから、計画自体の評価のブレと実効性が難しくなってくるんですね。なので、どっちもどちなのですよね。

なので、今回、ある意味、もしかすると中途半端ないじりという可能性はあるのですよ。それが総合戦略との一体化に乗じて最低限直しましょうということだものね。最低限というか、必要なところを直しましょうというときに、うんと直したい所管というと、ちょっと何とも言えないところがあるのですけれども。

(田宮委員) 田宮です。

これ、そうすると、今回これで修正がオーケーということになると、この最後の次の段階のあれはこのままをスタートとして進めるのですか。

(四宮課長) そうです。今日ご審議をいただいて、事務局、市側がお示した案として変更が必要なかどうかというところによると思うのですけれども、今日のご意見をいただいて、おおむねこの内容でということであれば、基本にご審議いただいた内容をもって行政としては進めていくことになります。

なので、これをもって基本的に中期実施計画を議決から外しているので、手続といたしましては、この後は市議会のほうにご説明をして、意見交換をしてパブリックコメント、来年の4月からは更新された形、今回でいくと資料の21とか22とか18が溶け込んだ形で第3期総合戦略が一体化された中期実施計画が冊子として更新されるようになります。変わるということになります。

(出石会長) 7から10ということ。令和7年度から令和……

(四宮課長) そうですね、令和7年度から令和11年度。

(出石会長) 11か。ごめんなさい、11だ。それが中期の終期と合うのだよね。

(四宮課長) そうです。

(田宮委員) 11年度まではこの変更したものを進めるということですね。

(四宮課長) そうですね。

(田宮委員) その後の第4期というのは、また変わる可能性はあるという……

(四宮課長) そうです。4期は、実施計画と総合戦略の終期が合ってくる、始期は合ってくるので、あとは終期が、後期実施計画が、実は今、もともと前期のときは8年という期間だったものを、今回、総合戦略に合わせて7年としていますので、予定では、今決めてはいないですけれども、予定では5年間とするような形で、計画の始期、終期を合わせて、要はあまり意識せずに、実施計画を変えるという観点でやって、結果としてその取り組みは総合戦略の取り組みでもあるというような形の計画構成を考えているということです。

(田宮委員) これ、そうすると担当課、所管というのか、それは変わることはないのですか。

(四宮課長) 取り組みの各担当……

(田宮委員) そうですね、取り組みの。

(四宮課長) そうですね、基本的に機構改革とか、あとは事務分掌の見直しということがあれば、当然その取り組む課というのも変わってくる可能性はございますけれども、基本的にそ

ういうことがなければ、同じ課がその所掌、事務を進めていくということになります。

（田宮委員） その課を決めるのは誰が決めるのですか。これは別の担当課にしてもらう、しようかというのは。

（四宮課長） 行政の組織は条例、規則という事務分掌ということで、この課はこういう事務を分担するということが決まっておりますので、今あるものは当然所管が必ずございますし、総合計画を申し上げれば、何か新しい取り組みをする場合については、まずはこの事務分掌に当てはめていって、どこの課が中心となってするのか、当然その一課だけで進められないものは、中心課があつてほかの課と連携をして取り組みを進めていくと、そういう形で事業化を進めております。

（田宮委員） はい、分かりました。

（出石会長） よろしいですか。

ほかどうでしょうか。

（中西委員） 資料の 20 なのですけれども、5 ページの中に 24 番で、自家用車に頼らないまちづくりの推進が、施策の方針転換により事業の変更が生じたというふうに改正理由が書いてあるのですけれども、この改正内容を見たのですけれども、具体化しただけであって、方針転換というのがちょっとよく分からなかったもので、どの辺の方針が転換して、何が変わったのかをご説明いただきたいんですが。

（青柳環境都市課長） 所管の環境都市課の青柳です。

今のご質問に関しましてお答えしますと、大きな方針転換としては、簡単に言うと、地域公共交通計画というのをつくって市内全域のことを見ながらやっていこうということを決めています。それまでは、シェアサイクルであるとかカーシェアリングであるとか、いろんなことをやって、ある意味、ほかから持ってきて、それをはめて試してみようという方法もあったのですが、それでは市内全域のことが見えないということがありますので、それを改めて、これは一応 2 か年でつくるというところで考えていますが、令和 7 年度、8 年度にわたってつくっていった、まずはその中で考えていくと。これまでやってきた実証実験等に関しましては、それを考えていく中で必要があればやっていくということで、方向転換というか、基本的には計画の下にやっていくことということを変えたということでございます。

（中西委員） 分かりました。

（出石会長） いいですか。

ちょうど今日は所管課長が来られているので、今まさにこの事業の細かい内容で、今のよう

なご質問があればできますので、特に関心があるところがあったらご質問いただきたいと思います。

（中西委員） 同じ資料 20 の 1 ページなのですがすけれども、新規事業で誰一人取り残さない地域共生社会の実現とあって、ここの部分も既にある地域包括支援センターみたいな感じがするのですがすけれども、何が違うのかをちょっとご説明をお願いします。

（堀田社会福祉課担当課長） それでは、所管の社会福祉課地域共生担当のほうからご説明させていただきます。

今、地域包括支援センターというお話が出ましたけれども、こちらにつきましては、いわゆる地域生活課題の相談窓口として機能しているところでございます。そういった窓口の必要性でございますけれども、地域生活課題が複雑化、あと悪化する原因の一番の原因と思われるものが孤独・孤立であると考えております。これについては、地域包括支援センター等による個別の支援も必要ですがすけれども、地域の皆様にもご理解をいただいて、地域全体で進めていくという体制を明確化するという事で、今回上げさせていただいております。

（中西委員） ということは、今までは地域包括センターで、行政のほうで受けていた相談と、その相談を受けて、解決するために地域住民で、みんなでやっていこうよみたいな内容ということでしょうか。

（堀田社会福祉課担当課長） ご支援いただけるのであれば、地域の皆様にもご参加いただけたらと考えております。

やはり孤独・孤立をされていらっしゃる方というのは、ご自身からそういった支援を求めることが難しい方がたくさんいらっしゃいますので、地域の方の目配りや協力により、そういった方を支援につなげていくような、そういった地域をつくっていききたいと、そういった決意表明の表れとお考えいただければと思います。

（中西委員） これは包括センターとは連携はするのですか、それとも全く違うものとして

（堀田社会福祉課担当課長） もちろん包括とも連携をさせていただきます。

（中西委員） 分かりました。

（出石会長） ほかいかがでしょうか。

（齋藤委員） 資料の 21、めくってすぐのところなのですが、前提条件というか、総合計画の基礎条件ということで人口が 1 枚整理されていらっしゃいますけれども、これで人口問題研究所の推計値と下の表ですかね、それからその下は将来展望人口というのは、これは逗子市が定めている人口ビジョンなのかもしれませんけれども、ここに差が出てきているんですが、これ

はちょっと興味本位な質問になってしまいますけれども、何か推計方法に人間研ではやっていない方法を加味しているというふうに考えてよろしいでしょうか。

（出石会長） 企画課、いいですか。

（四宮課長） 資料 21 の 69 ページの、例えば 2060 年の人口をどのように推計しているかということでもよろしいでしょうか。

（齋藤委員） そうですね、推計に差が出ている理由というんでしょうか。

（四宮課長） 差が出ているというのは……

（齋藤委員） 理由というのは、結局推計方法なり、その根拠に何かあるのだらうなと思うんですが。

（四宮課長） 申し訳ございません。今回、人口ビジョンの案としてお示しをしているのが参考 4 になってございまして、実はこの資料 21 のこの部分というのは、まだ更新がされていない状況のものになっております。

（齋藤委員） そうなんですね。

（四宮課長） 今、現状の人口ビジョンでいいますと、44 ページに仮定のどういう条件かというものを記載をしております。今日は、すみません、人口ビジョンの、推計のほうというのは資料としておつけしていないので、今、口頭で申し上げますと、この社人研以降の推計につきましては、社人研の人口推計の移動の過程で、この想定年度以降につきましては、純移動数を 5 % 増加、マイナスの場合は 5 % 減少するものと仮定して条件生成をして推計をしているところで

す。

なので、今回、まだここは更新できておりませんので、国の人口ビジョンが出た後に国がどのような推計条件を設定するかというものを見た上で、逗子市に引き直してみても置き換えていって、どういう設定条件にするのかというのは、必ずしも前回と同じやり方というふうには限らないので、国の動向を見て推計については考えさせていただきたいと思います。

（齋藤委員） じゃ、社会増減のところを若干コントロールするということですか。

（四宮課長） そうです。大きくは合計特殊出生率と……

（齋藤委員） そこも触る。国が想定したものと逗子市ではちょっと違った考え方を取るという感じですか。

（四宮課長） 最終の想定目標の数字自体は必ずしも一致はさせないので、逗子市において目指すべき合計特殊出生率の設定をして、移動率をどのように設定するかというのを加味して推計を見ていくということになります。

(齋藤委員) なるほど、分かりました。

(出石会長) その辺の先ほどもありましたけれども、K P I として出生率が算定できないので出生数に変えたのですよね。なので、そっちは個別の取り組みなのだけれども、この資料としても人口ビジョンというのは、僕からも質問になってしまうけれども、やはり国でいう総合戦略としてはこれは必要なのですか。

(四宮課長) そうですね。ここからはちょっと戦略の考え方というところで申し上げると、やはりもともと人口問題をどう解決していくか、人口問題を考えるときには自然増減と社会増減があるわけですが、社人研で人口の構成ですとか、そういったものをいろいろ加味すると消滅可能性都市なんていう報道がされますけれども、放っておくとかこういう人口の減り方するというのが人口ビジョンベースに見えてくるわけです。

それに対して、建前であってなかなか難しいとは思いますが、各自治体で総合戦略で定めた取り組みを推進することで、本来1万人減ってしまうところが、それが自然増減、社会増減が改善されることによって、例えば7千人で済みますみたいな、そういう構成になっているので、人口ビジョンがあって本来総合戦略が策定される、それが全国で取り組まれることによって、国は、一定数の人口を維持しないと、なかなか国の活力が維持できないという前提の下で設定されておりますので、そういう意味では、本来のあるべき姿は、恐らく人口ビジョンがあって、そこからどういう施策を打つのかという議論が建前としてはあるのしょうけれども、国が、言い方は悪いですが、それを放棄してしまって総合戦略を変えてしまっている状況があるので、ちょっと順序が逆になってしまっているというのが現状生じてしまっている部分があるというのが実際の状況です。

(出石会長) あえて申し上げるなら、この問題、多分、今もまた総選挙ですが、もう既に変わってきているけれども、さらに変わるかもしれないし、そもそも最初の総合戦略の考え方はそうだったけれども、結局東京一極集中の是正が一つの目的だったではないですか。しかしながら、結局自然増がどこでも見込めないときに社会増を見込む、最初、僕はここで言いましたけれども、社会増を目指したら勝ち負けになるだけなんですよね、負けるところは徹底的に負けるんですよね。だから、それを目指してもしょうがないというのが、それは逗子でも言ったし、川崎市もそうなんですけれども、だからそれを言っても詮ないもので、もういい加減やめたらと思っていて、私自身は、国がどうなるか分かりませんが、ある自治体は出生率じゃなくて、人口目標はもう立てないと言っているのですよね。だから、それが総合計画ではそうなんだけれども、でもお付き合いで総合戦略ではそっと出生率のほうは出すのかもしれ

ないのです。それは二枚舌で、変なことやっているなと相変わらず思うのですけれども、愚痴でした。

ほかよろしいでしょうか。個別の政策のこともいいですかね。

（高橋委員） 資料 20、学校教育課さん、申し訳ないですけれども、4 ページの中ほどの 19 で、学校給食の安定的な提供の中で、学校給食事業を公会計化するというのを新たに付け加えていますけれども、まず公会計化というのをちょっと簡単に説明していただきたいのと、これを実際にできるのか、できるから入れているのであって、この辺の見込みというか、その辺を含めてちょっと教えていただければと思います。

（四宮課長） すみません。学校教育課が退席をしておりますので、私からちょっと概要のほうのご説明いたしますと、今、給食費等を学校の先生が、会計を通さずに徴収、集めて処理しているというのが現状でございます。

ただ、全体の学校の公会計化というのは、そういったことも含めて、当然行政は歳入があつて歳出があるという、そういう会計上の処理をするわけなのですけれども、そういったものに移行していこうという、これは逗子だけではなくて、全国的に方向性として持たれているというところでございます。

なので、そういった意味から、この改正理由に書かれておりますけれども、文部科学省において教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化が推進されている中での本市も公会計化を目指すものという、全国的な流れを踏まえて、今申し上げた、これまで通例、学校教務の中で給食費を滞納している人がいれば、学校の先生が 1 件 1 件電話をして、それをできるだけ集めるようにしていたわけですが、そういったところの教員の負担がいろいろと報道されながら問題になっておりますので、そういった意味では公会計化して、制度としてきちんとそういったものに対処していこうというのがこの 19 番の趣旨というところで捉えています。

（高橋委員） もともと今、給食費って予算化されているわけですよね。

（出石会長） 別途徴収です。

（高橋委員） 別途徴収なのですか。

（出石会長） もともとは給食制度が昔、戦後できた当時から、親というか、家庭からお金を集めていた。教員がそれを収集していたんですね。それを公会計化というのは、要はどういうふうに徴収するか分からないけれども、ちゃんとした、そういう形じゃなくて、小学校、中学校は授業料はないのか、あるいは完全無償化とか、そういう話でしょう。要するに、逗子市な

ら逗子市の予算化するとか。

（高橋委員） 会計として明らかにするという。

（四宮課長） そうです。

（高橋委員） それのできるのであれば、ありがたいと。

（四宮課長） 取り組みを進めてまいるところです。

（高橋委員） すみません、ありがとうございました。

（出石会長） あとはいかがでしょうか。

（中西委員） 同じところのページで、一つ下の 20 番なのですけれども、支援が必要な児童・生徒について情報共有の充実ということで、今まで悉皆だったものが、通常の夏季研修というのが何を指しているのかよく分からない、希望者だけが出るのか何だか分からないんですけれども、これは一定、後退したということで考えてよろしいのですかね。

（出石会長） これも企画で答えますか。

（四宮課長） 申し訳ございません。ちょっとこちらも所管の課長が今日、出席をしておりませんので、私はこの内容以上のことが把握をできておりません。なので、取扱いとして悉皆研修としてではなく通常の夏季研修としたということで、後退を意味しているのかどうかというのは、詳しい内容は分かりませんので、後日メールで確認をしてご回答させていただければと思います。

（中西委員） じゃ、意見なのですけれども、こう見ると、悉皆ではなくなったというところから、一定後退なのかなというふうに読めてしまったのでちょっと意見なのですが、これって絶対とても必要な内容じゃないですか、支援が必要な生徒の情報共有というのは。それが一定後退、この研修じゃない形で、何か別の形でフォローがあるのならいいんですけれども、ただ単に後退したというだけだと、これからもう一回聞こうと思っている子どもの条例なんていうのは本当に口だけという形になってしまうので、実際の子どもに対する支援みたいなものはあまり後退しないで充実をお願いしたいなというのが私の意見です。

ただ、ごめんなさい、私の読み違いで、何かもっとすばらしいことになるんでしたら、これは全然見当違いなんですけれども、じゃ、後でお願いします。

（出石会長） そこは答えが出ないと分からないし、場合によっては答申に影響するかもしれないので、委員から、むしろ後退だからこうすべき、悉皆は維持すべきであるという意見だと思うので、もしこれが後退とするなら、それは事実関係を確認しなきゃいけないし、どういうふうにしましょうかね。これ、我々が、この中身、今のとおりでこれはおかしいという意見が

あれば、それに対して審議をして答申に反映させなければいけないのですけれども、取りあえずは一旦保留ですかね。保留した上で、それが後退というか、要は悉皆じゃなくて希望者なのかよく分かりませんが、それで事足りるのかという質問でいいですかね。それで後退とならずに効果が維持できるのかどうかという質問があって、それに対して答えてもらった結果を受けてどうするか。

ほかいかがでしょう。

そうしたら、まず、今回の議題がまち・ひと・しごと総合戦略第3期の策定と、それから中期実施計画の改定でした。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の3期について、次期の変更のことについて、ほぼご意見がなかったように受け止めますので、これについては答申として良とすると。

一方、実施計画の改定については、取りあえず今のところ今の意見ぐらいしかないのですけれども、疑問が残ったのが、ほかなければ、今回の微修正、3つの追加と1個の削除・廃止と、あとは主に微修正でしたが、ほかはよろしければ、この1点だけどうしましょうか。

(四宮課長) よろしければ確認をして皆様にお伝えをして、答申に付す意見が必要なのかどうかというのを、ちょっと次のもう一回お集まりいただくことではないのかなと思いますので、メール等でやり取りをさせていただくことが、それでよろしければそのように取扱いをさせていただこうと思いますが。

(出石会長) そうですね。皆さん、それでよろしいですか。

要はちょっと微妙なところで、こういう意見があったということで答申をまとめられればそれでいいのですけれども、今の点は私もちょっと気になっていて、内容が分からないので何とも言いようがないのですけれども、こういう悉皆研修をやることによって療育関係、支援が必要な児童・生徒の情報が共有できて取り組みができていく支援が、それがもし後退だということであれば、それはそうではないという意見を出さなきゃいけないですよ。これは維持すべきであるという総計審の意見になるから、総計審の意見となるか個別の意見があったという程度のもことになるのでは大分意味が違う。だから、本当は今分からないと、難しいんですよ。だから、言うならば後退ではないという、だからやめるのでしょうか。

(四宮課長) すみません。

(出石会長) なかなかこれは難しいですね。これ、きちんとやろうとしたら、全課長出てこい、あるいは部長出てこいってなっちゃうのですよね。そういうやり方もなくはないのかもしれないけれども、それはそれでかなりの費用対効果的にもあるかもしれません。

私と副会長の判断でそんなに支障がないだろうと考えられる場合には、一意見として付すパターンにする。ちょっとこれはどうかなということであれば、再検討します。どういう形かで1回審議会開かせてもらうことも、もう一回予備日がありますので、これだけで開催するのはどうかとも思うところも反面、少し気にはなりますので、一旦預けていただいてもよろしいでしょうか。

磯部副会長、いいですか。

(磯部副会長) 大丈夫です。

(出石会長) では、そのようにさせてください。

そのほかは特に意見なしということで、答申に移らせていきたいと思います。

(磯部副会長) すみません。マイナーなことなのですが、ちょっといいですか、気がついたことがあって。

(出石会長) どうぞ。

(磯部副会長) 資料18の60ページのところには、真ん中ぐらいで「企業の大きな事業所や工業団地等を誘致するなどして雇用を創出することではなく」ということ、それに対して今度は資料22-2、これの212ページの上から6行目、これは大企業のことを言っているわけではありませんが、「企業誘致・起業促進に取り組んでいく」ということで、企業誘致はしますとあるんですね。前振りが大企業だとか個人的なものだとかというふうな前振りはあるのですが、企業誘致をしないとするというのがあるので、ここら辺のちょっと表現は工夫したほうがいいと思います。

(出石会長) 60ページをもう一回確認なのですが、2段落目は、「一方、商工業や漁業の更なる活性化や企業誘致等により地域経済に好循環を生み出し」と、こっちは入っているのですよね。だから、前段のほうは、要するに大規模、企業の大きな事業所や工業団地等を誘致するというような、要するにでっかい重厚長大みたいなものではなくて必要なものを誘致していくというふうに私は読めるかなとは思っただけけれども。

(四宮課長) そうですね、ちょっと分かりづらくて大変申し訳ございません。

前段で「企業の大きな事務所や工業団地等を誘致するなどして雇用を創出することではなく」というのは、いわゆる逗子には土地がございませんけれども、会長がおっしゃられた重厚長大系の大きな産業、こういったものを誘致することではなくということをお願いして、現桐ケ谷市長の下でも企業誘致等の取り組みは進めてきているところで、こういったものではなく、最近でいえば情報産業等、大きな事業所等を必要としないような、そういった

ところの企業誘致等は目指していきたいというのが、ちょっと表現が分かりづらくて申し訳ございませんが、そのような趣旨で記載をさせていただいている……

（磯部副会長） もちろん趣旨に関しては理解していて、表現として、どうも企業誘致という言葉 avoided ほうがいいかなと、もう少し違うものを使ったほうがいいのかなというふうに感じたことを申し上げたかったのです。

（出石会長） そうですね。第5章のところの今の大きな2番のところは何も手を入れていないのですね。

（四宮課長） はい、そうです。

（出石会長） なので、あえて手を入れるのか、4番で手を入れているから2番で入れでもいいではないかという感じもするのですけれども、そこなのか、あるいは資料18の60ページのほうですね、こちらのほうはほかのところも手を入れているから、ここでもし2段落目に今、説明があったような今時の誘致する対象を少し絞った書き方にするのかとか、ちょっと工夫をしてみようということにしましょう。いいですか。

（四宮課長） 修正をするのであれば、どちらかというとな60ページのほうで修正させていただいたほうがよろしいかなと思いますので、ここは検討させていただければと思います。よろしいでしょうか。

（磯部副会長） はい、お願いします。

（出石会長） そのようにさせてください。

では、先ほど申したとおりで、今、修正してもらおうところをするということで答申に入れます。あと確認したものを会長、副会長で悉皆のところを確認した上で、最終的には答申をつくらせていきます。あえて総計審を開く必要がなければ、会長、副会長と事務局で調整の上まとめたものを皆さんにお送りして確認を取りたいというふうに思います。もし必要がある場合には、11月27日にもう一日取ってありますから、場合によっては開催をさせていただくということをお願いしたいと思います。

では、私が事務連絡的なことを言ってしまったのですが、議題としては以上です。

その他、何か事務局から説明があったらお願いします。

（四宮課長） 今、審議会の開催につきましては、会長から少しお話をいただきましたけれども、もともと12月を予備として11月は開催予定と考えておりましたけれども……

（出石会長） そうでしたか。

（四宮課長） すみません、審議がスムーズに進んだということもありまして、すみません、

2点ほど保留と確認の要件をいただきましたけれども……

(出石会長) もう一回やりますか。

(四宮課長) どうでしょうか。

(出石会長) できれば、ちょっと確認です、ごめんなさい、私の勘違いだった。あと2回日程を入れてあるのですね。

(四宮課長) そうです。

(出石会長) 次はもう一回、本来やるべきで、そこでまとまれば12月は開催しないつもりだったんです。もう少しつぶさに見たいと、もし委員の皆さんがあるようだったら、今出た以外に、もう少し例えば先ほどの個別の修正は、もしかしたら関心事があるとかであれば、もう一回開くことはできます。そうすると、先ほどの件は一旦この会議のところに俎上に上げることができます。

やりましょうか。どうでしょうか。

ではもう1回やりましょう。

(四宮課長) はい、分かりました。

(出石会長) そうしたら、それまでにちゃんとしてもらって、ここで議論しましょう。

皆さん、申し訳ないですけども、今日の資料をもう一回見ていただいて、必要な意見をもう一回議論できますから、やはり総計審なのでしっかりと、特に体系の見直しは、今日大体よかったと思うのですね。中身として改定をしている部分があるので、それについてはご意見をもう一回いただくこととしましょう。

じゃ、事務局お願いします。

(藤江委員) 今度の11月というのがもう一回予備が入っていますよとメールでいただいていたのは、それは、もうやることになりますよということですか、今の。

(出石会長) 私がちょっと勘違いしていて、もう一回はもともと予定が入っていて、あともう一回12月にあるのが予備。12月は、このまま行けば多分、今の感じだと11月27日でまとまればやらなくて済むと。

(藤江委員) やらなくてもできるわけですね。11月は入れてあるよということですね。

(出石会長) はい。

(四宮課長) ありがとうございます。

そういたしましたら、今いただいた2件について資料等を整えて、改めて11月27日にご審議をいただければと思います。

また、今回の会議録を作成いたしまして、また皆様にメールにて確認をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

(出石会長) その他、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

それでは、これもちまして本日の会議は終了といたします。

皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。